

松戸市放課後児童クラブ運営ガイドライン
(新型コロナウイルス対応)
令和2年10月5日改定版

1 概要

本ガイドラインは、放課後児童クラブ（以下クラブ）運営にあたり新型コロナウイルス感染防止の観点での指針を示すものである。

2 基本的な感染拡大防止対策

(1) 利用児童の注意

発熱等の体調不良が見られる児童の受け入れは行わない。

登所の際には、学校の健康観察カード等で健康状態を確認した上で利用させる。なお、利用中に体調不良となった場合は、別室に児童を待機させ、健康観察を実施するとともに、保護者へ至急連絡する。

(2) 別紙1「新型コロナウイルス対応状況確認票（放課後児童クラブ用）Ver 2」により、各項目が達成されているか確認し、未達成項目は解消すること。

(3) 育成において、可能な限り3密（密閉、密集、密接）にならないよう配慮する。

また、室内の十分な換気を行う。

- ・留意点 ① エアコン利用時は外気が入らないため、エアコン使用時も定期的に換気を実施する。（1時間に1回、5分間程度、2方向の窓を開放する。扇風機、換気扇等の活用も図る。）
- ② 寒暖を考慮し、窓を開けて活動できる場合は窓を開放し、外気の室内への流入を図る。ただし、網戸の設置などにより害虫の侵入を防ぐように努める。

(4) 手洗いうがいを徹底する。

- ・留意点 ① 手洗い及びうがいの実施を徹底する。
- ② 必要に応じて手指用アルコール消毒液等を利用する。

(5) マスク着用等を徹底する。

- ・留意点 ① 活動においては、マスク着用を通常とする。
- ② 入出する者に対し、必ずマスクを着用させ、活動中も常にマスクを着用するよう指導する。ただし、熱中症への対応を優先し、

クラブ職員が健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、適宜、マスクを外すなど着用について配慮すること。また、マスクの着用については、クラブ職員自身も熱中症の危険性を踏まえ、現場で臨機応変に対応すること。

③ マスクを持参していない児童を認めた場合は、予備用のマスクを提供し、保護者に対してマスク着用の徹底を指導すること。

(6) 児童の昼食・おやつの摂取の際は、会話を少なくし、特に密を避けるよう努めること。

(7) 行事・イベントの開催について、3密が避けられないなどの感染拡大につながるおそれがあるものは、原則、中止又は延期とする。

また、開催を慎重に判断し、その上で実施する場合は、規模に関わらず、①「3密」が発生しない「人と人との距離の確保」、②「マスクの着用」、③参加者名簿等の作成による連絡先等を把握、④行事・イベントの開催中や前後における参加者等に係る健康管理など、基本的な感染防止策を講じることとする。

3 消毒について

(1) 育成場所の消毒について、施設入口、トイレ等に消毒用アルコール等を設置し、消毒の徹底を呼び掛ける。なお、消毒薬の管理に当たっては、児童の手の届かない場所で管理するなど安全の確保を図る。

(2) 次亜塩素酸ナトリウム等消毒に伴う各種物品は運営法人が用意する。ただし、入手が困難な場合は、子育て支援課に相談すること。

4 クラブ職員が勤務するに当たっての留意事項

(1) 日頃より体調管理に努めるとともに、感染予防の徹底に努める。

(2) 出勤前に検温し、体調の様子とともに記録をつける。

(3) 発熱、風邪の症状がある場合や感染の疑いがある場合、PCR検査受検の場合等は、出勤を控え、自宅での休養を徹底する。

なお、同居人について、感染の疑いがある場合、PCR検査受検の場合等は、職員本人も出勤を控えること。

(4) クラブ職員が感染者・濃厚接触者等になった場合(これらの疑いがある場合も含む。)は、速やかに運営法人にその旨を連絡し、運営法人から子育て支援課に連絡し、対応を協議すること。

※「5 クラブ職員における陽性者及び濃厚接触者等発生時の対応に

ついて」に詳細記載。

5 クラブ職員が陽性者及び濃厚接触者等になった場合の対応について

(1) 連絡体制の概要

【別紙2「新型コロナウイルス感染症発生時の対応」参照】

- ① クラブ職員→運営法人（勤務するクラブ）
 - 職員は、速やかに状況を運営法人（勤務するクラブ）に連絡する。

- ② 運営法人→子育て支援課
 - 運営法人は、職員から「新型コロナウイルス感染（疑い）聞き取り用紙」に基づき状況等を聞き取り、これを子育て支援課に提出する。

- ③ 子育て支援課→教育委員会（学校）
 - 子育て支援課は、速やかに状況を教育委員会及び学校に連絡する。

- ④ 子育て支援課→県及び本市新型コロナ対策本部
 - 子育て支援課は、速やかに状況を千葉県健康福祉部子育て支援課及び本市新型コロナ対策本部に報告する。
なお、対策本部への報告は随時行う。

- ⑤ 子育て支援課及び運営法人→松戸健康福祉センター松戸保健所（以下、松戸保健所）
 - 運営法人より提出のあった書類を子育て支援課から松戸保健所へ提出する。
併せて運営法人からも松戸保健所へ必要書類の提出及び報告を行う。

- ⑥ 松戸保健所の指導
 - 松戸保健所から職員本人への聞き取りを実施したのち、クラブにおける行動等を基に濃厚接触者の特定がされた場合は、**休所**や出勤停止期間等についての松戸保健所からの指導助言を子育て支援課及び運営法人で受ける。
 - 子育て支援課は、松戸保健所からの助言指導を十分に考慮し、次に掲げる事項について総合的に判断して、**休所**や出勤停止期間等に関する対応方針を決定する。
 - ・クラブにおける活動の様態

- ・接触者の多寡
- ・地域における感染拡大の状況
- ・感染経路の明否等

- ⑦ 子育て支援課は、運営法人に対応方針を伝え、休所等を指示するとともに、職員の出勤停止等の対応を求める。
- ⑧ 運営法人は、松戸保健所及び子育て支援課の指導助言、指示に基づき、休所や職員の出勤停止等の対応を行う。
- ⑨ 運営法人は、活動場所の消毒を実施する。
- ⑩ 運営法人は、速やかに保護者へメール等にて休所になった旨等の連絡をする。（運営法人は、あらかじめ保護者への連絡手段を確保しておく）
- ⑪ 子育て支援課は、休所に係る保護者向け文書を作成し、運営法人から配布する。
併せて、教育委員会、本市新型コロナ対策本部、議会等へ同文書等の通知をするとともに、市ホームページにおいてクラブ休所の周知を行う。

(2) 休所、出勤停止期間等の基準

- ① クラブ職員が陽性者となった場合
- ア 職員の出勤停止について
- 本人が、治癒するまで出勤停止となる。
 - 保健所や医師に指示された期間を経て、出席・出勤が可能となる。
→陽性者にかかわる濃厚接触者が松戸保健所により特定され、自宅待機、PCR検査受検等の指示が出される。
- イ クラブの休所について
- 松戸保健所に職員の出勤状況等を報告、相談の上、休所の判断を行う。休所とする場合は、最大2週間の期間とする。
→濃厚接触者の特定、消毒等が終了後、松戸保健所と相談の上、クラブの開所の時期を判断する。
- ② クラブの職員が濃厚接触者及び同居人が陽性者となった場合

ア 職員の出勤停止について

○本人は、出勤停止となる。

※松戸保健所に指示された期間

イ クラブの休所について

○松戸保健所に相談の上、休所とする場合は、最大2週間の期間とする。

→松戸保健所の指導に従い、消毒後、感染拡大の恐れがないとなった時点でクラブを開所する。

③ クラブの職員の同居人が濃厚接触者となった場合

○すぐに出勤停止措置等をとることはしないが、同居人に各症状等がでた時点で②と同様の扱いとする。

④ 特定の地域におけるクラスターの発生や患者の発生状況により、感染が拡大するおそれがある場合

○学校の休校に伴い、クラブも休所とする

6 学校内において、児童及び教職員が陽性者または濃厚接触者となった場合、子育て支援課及び運営法人は、学校と連携を密にし、教育委員会等の対応方針 (学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン) に基づき、クラブの休所等の対応を行う。

なお、学校が学年閉鎖等を実施した場合、対象となる児童の受け入れは行わず、クラブは休所しない。

また、クラブの在籍児童が陽性者となった場合、直ちに休所とはせずに、該当児童の登所状況等を松戸保健所に報告、相談の上(濃厚接触者の特定を含む)、子育て支援課が休所等の判断を行うこととする。